

高圧

電気料金高騰対策支援金のご案内

電気料金の高止まりにより、事業活動に多大な影響を受けている事業者に対し、令和7年4月～令和8年3月までのいずれか1か月分の電気料金の一部を支援します！

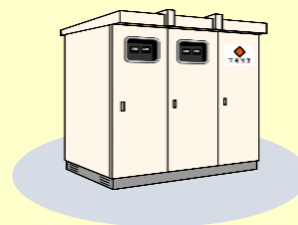
高圧とは

電力会社と契約している電圧が **6kV (6,000V)** の方

※電気事業法上は、直流で750V、交流で600Vを超え、7kV以下の電圧を高圧と定義していますが、一般的な高圧契約は6kVとなります。

高圧で受電している施設は…

- ✓ 自社で受変電設備（キュービクル）を設置している
- ✓ 電気主任技術者を配置（または委託）し、定期的にキュービクルの保安点検を実施している



※契約内容が不明な場合は、電力会社が発行する請求書をご確認ください。

1 支援対象者

- ① 高圧の電力を契約し、事業活動に使用している事業所*を市内に持つ法人又は個人事業者
- ② 高圧の電力を契約している市内の事業所等に入居し、当該電力を使用して事業活動を行っている法人又は個人事業者（テナントなど）

契約先は
新電力会社
でもOK!

※事業所とは、店舗・工場・事務所又はそれらに準ずる事業用の施設をいいます。居住用のみの用途で使用している施設（賃貸マンションなど）は対象外です。
※市内に複数の事業所を持つ事業者の場合は、全ての事業所分を合算して申請することができます。

※テナントを含む事業所（ショッピングモール等の複合施設）の場合は、原則、電力の契約者が取りまとめて申請してください。

テナントの取扱いについては、必ず市のホームページをご確認ください。

2 支援金額

令和7年4月から令和8年3月までの
いずれか1か月分の使用電力量(kWh)

× 3.0円以内

申請状況によっては、1kWh当たり3.0円以内で支援金額を調整することがあります。

1事業者あたりの上限

200万円

【例】令和8年3月分の使用電力量が123,456kWhの場合の支援金額

123,456kWh × 3.0円 = 370,368円 → 370,000円

※支援金額が1,000円に満たない場合は、一律1,000円とします。

1,000円未満の端数切捨

対象者の詳細な要件や申請方法、提出書類などは、裏面をご確認ください ▶▶▶

対象者要件

- (1) 電力会社との間に高圧の電力需給契約を締結している事業所等又は当該事業所等との賃貸借契約等に基づき電力を使用している事業所等が市内にあること。
- (2) (1)の事業所等において令和8年4月1日時点で事業を営んでおり、かつ、支援金の受給後も引き続き当該事業を継続する意思がある法人又は個人事業者であること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (6) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は第5条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業を行う者でないこと。

支援対象経費

- (1) 支援対象者が有する市内事業所等における、令和7年4月から令和8年3月までのいずれか1か月分の電気料金とする。
- (2) 令和8年度に実施する次に掲げる支援金の交付を受けている事業所等の電気料金は、支援対象経費としない。
 - ア 小樽市介護保険施設等物価高騰重点支援事業に係る支援金
 - イ 小樽市障害福祉施設等物価高騰重点支援事業に係る支援金
 - ウ 小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業に係る支援金
 - エ 小樽市医療機関エネルギー価格等高騰支援金給付事業に係る支援金
 - オ 小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業に係る支援金

申請方法

※テナントを含む申請の場合は、通常の申請書とは様式や必要書類が異なりますので、必ず市のホームページをご覧ください。

① 「支援金交付申請書」のほか、次の書類を準備してください。

- (1) 直近の所得税確定申告書第1表又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業者の場合のみ）
- (2) 電力会社発行の請求書等、次の5項目が確認できる書類（web明細を印刷したものも可）
 - 支援対象月の使用電力量（kWh）
 - 電力の契約者
 - 使用月（令和7年4月から令和8年3月までのいずれか1か月分）
 - 契約の種類（高圧であること）
 - 電力を使用している場所
- (3) 支援金振込先口座を確認できる書類（通帳写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請書類は、
市ホームページから
ダウンロードできます。

② 次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送で提出
- (2) 市ホームページにてご案内する申請フォームより申請書一式をデータ提出

Q & A

※より詳細なQ & Aは、市のホームページをご確認ください。

自社の契約の種類（低圧・高圧・特別高圧）が分からない場合は、どのように確認すればよいですか。



電力会社から発行される請求書に、契約種別や契約電圧が記載されている場合が多いので、まずは請求書をご確認ください。請求書に記載がない場合は、契約先の電力会社に直接お問い合わせをお願いいたします。

同一事業者が経営する店舗が市内に複数あり、支店ごとに高圧電力を契約しています。各店舗から直接申請しても良いですか？



この支援金は、1事業者あたり200万円が上限となりますので、原則として事業者単位でまとめて1申請としてください。やむを得ず各店舗ごとに申請いただいた場合であっても、支援金額は、全店舗分の合算で最大200万円となります。

申請書の書き方や必要書類が分からない場合はどうしたらよいですか。



市のホームページに記載例も掲載しておりますが、ご不明点が解消しない場合は、お電話でお問い合わせください。

問合せ先

小樽市 産業港湾部 産業振興課
TEL：0134-32-4111 内線 263
(土日・祝日を除く平日の9:00~17:15)

申請書郵送先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
産業振興課（電気料金支援担当窓口宛て）

市HP ▶

